



政医第 222 号  
平成11年8月4日

各 国 立 病 院 長  
各 国 立 療 養 所 長  
各 国 立 高 度 専 門 医 療 セ ン タ ー 総 長 } 殿

厚生省保健医療局  
国立病院部政策医療課長

バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）に対する  
院内感染防止対策の徹底について

標記については、「バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）に対する院内感染防止対策について」（平成9年4月30日政医第151号）及び「バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）に対する院内感染防止対策の徹底について」（平成10年8月21日政医第291号）により通知し、その徹底をお願いしているところである。

今般、国立高度専門医療センターにおいて、肺炎で死亡した患者からバンコマイシン耐性腸球菌（以下「VRE」という。）が検出された。

従って、貴施設において、VREの感染が発生した場合及び感染が疑われる場合には、院内感染対策委員会等における原因の究明、感染の拡大防止等、迅速かつ適切に対応を図るとともに、併せて、下記の事項について特に留意されるよう改めて職員への周知及び指導徹底方お願いする。

なお、VREの感染が発生した場合及び感染が疑われる場合には、その状況について、速やかに地方医務（支）局を通じ、当職あて報告されたい。

記

1. VRE保菌患者は、VREが便又は尿から繰り返し排出されていることがあり、病院環境が広範囲に汚染される可能性が高くなることから、VRE保菌患者の早期発見、手洗いの励行、環境汚染防止、トイレの清掃消毒、他の重症患者への感染防止等、VRE院内感染防止対策の徹底について万全を期すこと。
2. VREの発生を防止するため、抗菌薬、特にバンコマイシンの使用においては、定められた適応症、使用方法に従い適正使用に努めること。

3. 職員等へ院内感染防止策についての周知及び啓発を行うこと。

4. VREの患者を診断した場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第22条の規定に基づき、7日以内に最寄りの保健所に必ず届け出ること。

なお、具体的なVRE院内感染防止対策については、前記「バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）に対する院内感染防止策について」（平成9年4月30日政医第151号）に示しているところであるが、改めて、その抜粋を添付するので、前記1及び2の院内感染防止対策の参考に供されたい。